

- |        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 議案第 1号 | 平成24年度習志野市一般会計予算               |
| 議案第 2号 | 平成24年度習志野市国民健康保険特別会計予算         |
| 議案第 3号 | 平成24年度習志野市公共下水道事業特別会計予算        |
| 議案第 4号 | 平成24年度習志野市介護保険特別会計予算           |
| 議案第 5号 | 平成24年度習志野市後期高齢者医療特別会計予算        |
| 議案第 6号 | 平成24年度習志野市ガス事業会計予算             |
| 議案第 7号 | 平成24年度習志野市水道事業会計予算             |
| 議案第 8号 | 平成23年度習志野市一般会計補正予算（第5号）        |
| 議案第 9号 | 平成23年度習志野市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第10号 | 平成23年度習志野市一般会計補正予算（第6号）        |
| 議案第11号 | 平成23年度習志野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  |
| 議案第12号 | 平成23年度習志野市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） |

## 議案第13号 習志野市暴力団排除条例の制定について

基本理念、市、市民及び事業者の責務その他暴力団排除に関する事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活と事業活動の健全な発展に寄与するため、制定するものです。

## 《概 要》

基本理念	「暴力団を恐れないこと」「暴力団に対して資金を提供しないこと」「暴力団を利用しないこと」を基本として、市、市民、事業者その他関係機関及び関係団体の連携及び協力の下に、暴力団排除を推進します。
市の責務	基本理念に基づき、暴力団排除に関する総合的な施策を推進し、また、暴力団排除に資する情報を知ったときは、警察署に対し、その情報を提供します。
市民の責務	基本理念に基づき、自主的な暴力団の排除に取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう、また、暴力団員等による不当な要求があった場合には、市に対する相談等必要な措置を講じるよう努めます。 また、暴力団排除に資する情報を知ったときは、市に対し、その情報を提供するよう努めます。
事業者の責務	基本理念に基づき、事業活動において暴力団の排除に取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう、また、暴力団員等による不当な要求があった場合には、市に対する相談等必要な措置を講じるよう努めます。 また、暴力団排除に資する情報を知ったときは、市に対し、その情報を提供するよう努めます。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共工事等の市の事務、事業からの暴力団の排除を実施します。</li> <li>・ 市民等に対し、基本理念に基づく暴力団排除に取り組むことができるよう、情報提供、指導、助言等の必要な支援を行います。</li> <li>・ 暴力団排除に関する理解を深めるため、広報活動の充実等の必要な措置を講じます。</li> <li>・ 学校において、児童、生徒が暴力団排除を認識し、暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪被害を受けないようにするための教育を行う等、少年の健全育成を図るための適切な措置を講じます。</li> </ul>
市民及び事業者の取組み	暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことの対償として、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対する利益供与をしてはならないこととします。 また、暴力団の活動、運営に協力することを目的とした場合も同様とします。

(施行期日)

平成24年7月1日から施行します。

議案第14号 習志野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、任期を定め一般職の正規職員として従事する「任期付職員」の採用等に関する事項を定めることにより、専門的知識経験の活用や一定期間の業務対応のための「任期付職員」の採用を可能とするため、制定するものです。

(任期付職員の種類等)

業務区分	条例区分	任用の要件	採用方法	任期	勤務時間	給料表																
専門的知識等	第2条第1項 特定任期付職員	①高度の専門的知識経験等を有する者を一定の期間活用することが特に必要	選考	5年以内	フルタイム	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>375,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>424,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>477,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>541,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>617,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>721,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>844,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額(円)	1	375,000	2	424,000	3	477,000	4	541,000	5	617,000	6	721,000	7	844,000
	号給	給料月額(円)																				
1	375,000																					
2	424,000																					
3	477,000																					
4	541,000																					
5	617,000																					
6	721,000																					
7	844,000																					
第2条第2項 一般任期付職員	②専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが必要	給与条例の給料表を適用 (一般の正規職員と同じ)																				
一定期間の業務量等	第3条 3条任期付職員	①一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事 ②一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事	競争試験または選考	3年以内 (特に必要な場合は5年以内)	短時間 (週31時間まで)	給与条例の給料表に各級ごとに単一号給の給料表を規定 (再任用と同様の規定方法)																
	第4条 任期付短時間勤務職員	上記①および② ③住民に対するサービスの提供体制の充実 ④部分休業等を取得する職員の業務の代替																				

(給与)

その他手当を国及び県に準じて設定します。

(施行期日)

平成24年4月1日から施行します。

**議案第15号 習志野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

管理職員に対し職務の級に応じて定率で支給している管理職手当を、職務、職責を端的に反映できるように、国、県及び近隣市と同様の定額支給に変更するため、改正するものです。

なお、定額支給に当たりましては、財政状況を勘案し、平成24年度は手当額の20%、平成25年度は手当額の10%を減額して支給することとします。

(施行期日)

平成24年4月1日から施行します。

**議案第16号 習志野市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について**

国家公務員退職手当法が改正され、本市においても、退職手当制度の適正化を図るため、国、県に準じ改正するものです。

**改正内容**

次のとおり、新たな支給制限及び返納制度を設けます。

- 1 退職手当支払い前に、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職をした者又は当該者が死亡しているときには遺族等に対し、退職手当の支給を制限することができる。
- 2 退職手当支払い後に、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職をした者又は当該者が死亡しているときには遺族等に対し、退職手当の返納を命ずることができる。
- 3 懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められた場合の支給を制限し、又は返納を命ずる際には、退職手当審査会に諮問することとする。
- 4 特別職等の職員及び企業職員についても同様の措置を講ずることとする。

(施行期日等)

公布の日から施行し、施行の日以後の退職に係る退職手当から適用します。

## 議案第17号 習志野市税条例の一部を改正する条例の制定について

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」、  
「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」及び「地方税法の一部を改正する法律」の公布及び施行に伴い、改正するものです。

### (市たばこ税関係)

企業の国際競争力の向上や企業の設備投資の増進、国内雇用の促進等の観点から、国税及び地方税をあわせた法人に対する実質的な税の負担率、いわゆる法人実効税率の引下げと、法人事業税の課税ベースの拡大が図られ、都道府県税が増収、市町村税が減収となります。この調整のため、県たばこ税の一部を市たばこ税に移譲することとし、市たばこ税の税率を下記のとおり引き上げるものです。

なお、県たばこ税は、市たばこ税の引上額と同額が引き下げられるため、市たばこ税と県たばこ税の合計税率に変更はありません。

			現 行	改正後	引上額	
旧3級品以外の製造たばこ セブンスター、マイルドセブン などをいいます。	国のたばこ税	1,000本につき	5,302円	5,302円	0円	
	地方のたばこ税	1,000本につき	6,122円	6,122円	0円	
		(道府県たばこ税)	1,000本につき	(1,504円)	(860円)	(△644円)
		<b>(市町村たばこ税)</b>	<b>1,000本につき</b>	<b>(4,618円)</b>	<b>(5,262円)</b>	<b>(644円)</b>
	合 計	1,000本につき	11,424円	11,424円	0円	
旧3級品の製造たばこ 「わかば、エコー、しんせい、 ゴールデンバット、うるま、 バイオレット」の6銘柄の紙巻 たばこをいいます。	国のたばこ税	1,000本につき	2,517円	2,517円	0円	
	地方のたばこ税	1,000本につき	2,906円	2,906円	0円	
		(道府県たばこ税)	1,000本につき	(716円)	(411円)	(△305円)
		<b>(市町村たばこ税)</b>	<b>1,000本につき</b>	<b>(2,190円)</b>	<b>(2,495円)</b>	<b>(305円)</b>
	合 計	1,000本につき	5,423円	5,423円	0円	

### (個人住民税関係)

#### 1 退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の廃止

暫定措置である控除を、地方財源の充実を図るという観点から廃止するものです。

#### 2 東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の適用期間の延長

雑損控除及び雑損失又は被災事業用資産の損失の繰越控除の特例の対象となる災害関連支出の期間を、現行の災害後1年以内から3年以内に延長するものです。

#### 3 個人市民税の均等割の税率の引上げ

東日本大震災からの復興の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの間、個人市民税の均等割の税率を3,000円から500円引き上げ、年額3,500円にするものです。

なお、個人県民税の均等割の税率についても、平成26年度から1,000円から500円引き上げられ、年額1,500円となります。

個人住民税としては、市民税、県民税あわせて、年額で1,000円引き上げられます。

### (施行期日)

市たばこ税に関する改正は、平成25年4月1日から施行します。

個人住民税に関する改正のうち、1は平成25年1月1日から、2及び3は公布の日から施行します。

**議案第18号 習志野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について**

危険物の規制に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことに伴い、消防法の規定に基づく危険物貯蔵所の設置許可に係る申請手数料に、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に係る申請手数料を設けるため、改正するものです。

浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量	手数料の額
	1,000 キロリットル 以上 5,000 キロリットル 未満	1,120,000 円
	5,000 キロリットル 以上 1万 キロリットル 未満	1,330,000 円
	1万 キロリットル 以上 5万 キロリットル 未満	1,480,000 円
	5万 キロリットル 以上 10万 キロリットル 未満	1,830,000 円
	10万 キロリットル 以上 20万 キロリットル 未満	2,120,000 円
	20万 キロリットル 以上 30万 キロリットル 未満	4,330,000 円
	30万 キロリットル 以上 40万 キロリットル 未満	5,570,000 円
40万 キロリットル 以上	6,770,000 円	

(施行期日)

平成24年4月1日から施行します。

**議案第19号 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)により社会教育法が改正されたことに伴い、改正するものです。

**法改正の内容**

社会教育法で定められていた公民館運営審議会の委員の委嘱の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされました。

**条例改正の内容**

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準として、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する」とする規定を設けます。

(施行期日)

平成24年4月1日から施行します。

**議案第20号 習志野市営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法）により公営住宅法が改正されたことに伴い、改正するものです。

**法改正の内容**

現行の公営住宅法では、入居者の資格として、同居親族がいること（同居親族要件）が定められており、単身者の入居については、高齢者や障害者等、特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者を除き、入居が認められていませんでしたが、今回の法改正により、この同居親族要件及び単身者の入居要件が廃止されました。

**条例改正の内容**

本市の市営住宅の実情を勘案し、現行の同居親族要件及び単身者の入居要件について、これまでと同様の取扱いとするため、関係規定の整備を行います。

（施行期日）

平成24年4月1日から施行します。

**議案第21号 習志野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について**

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎賦課限度額、後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額を次のように改定するものです。

	現 行	改正後
基礎賦課限度額	500,000円	510,000円
後期高齢者支援金等賦課限度額	130,000円	140,000円
介護納付金賦課限度額	100,000円	120,000円
合 計	730,000円	770,000円

（施行期日等）

平成24年4月1日から施行し、平成24年度以後の年度分の保険料から適用します。

**議案第22号 習志野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について**

介護保険法施行令の一部改正等に伴い、第1号被保険者（65歳以上の者をいいます。）に係る平成24年度から平成26年度までの保険料を次のように改定するものです。

		現行			改正後		
所得段階	対象者	保険料/年(円)			所得段階	対象者	保険料/年(円)
		平成21年度	平成22年度	平成23年度			
第1段階	生活保護の受給者及び老齢福祉年金受給者(市町村民税世帯非課税)	22,180	22,610	23,040	第1段階	生活保護の受給者及び老齢福祉年金受給者(市町村民税世帯非課税)	24,990
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の者で課税の対象となる公的年金等の収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の者	22,180	22,610	23,040	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の者で課税の対象となる公的年金等の収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の者	24,990
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の者で第1段階にも第2段階にも該当しない者	33,270	33,910	34,560	第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の者で課税の対象となる公的年金等の収入額と合計所得金額の合計額が80万超120万円以下の者	34,560
					第4段階	世帯全員が市町村民税非課税の者で第1段階、第2段階、第3段階のいずれにも該当しない者	38,290
第4段階	本人が市町村民税非課税の者	39,920	40,690	41,470	第5段階	本人が市町村民税非課税で本人の前年課税の対象となる公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の者	47,860
	上記以外の者						



平成24年習志野市議会第1回定例会議案概要

第5段階	本人が市町村民税課税(合計所得金額125万円以下)の者	48,800	49,730	50,690	第7段階	本人が市町村民税課税(合計所得金額125万円以下)の者	58,490
第6段階	本人が市町村民税課税(合計所得金額125万円超200万円未満)の者	55,450	56,510	57,600	第8段階	本人が市町村民税課税(合計所得金額125万円超200万円未満)の者	66,470
第7段階	本人が市町村民税課税(合計所得金額200万円以上400万円未満)の者	66,540	67,820	69,120	第9段階	本人が市町村民税課税(合計所得金額200万円以上300万円未満)の者	74,450
					第10段階	本人が市町村民税課税(合計所得金額300万円以上400万円未満)の者	79,770
第8段階	本人が市町村民税課税(合計所得金額400万円以上700万円未満)の者	77,630	79,120	80,640	第11段階	本人が市町村民税課税(合計所得金額400万円以上500万円未満)の者	87,740
					第12段階	本人が市町村民税課税(合計所得金額500万円以上600万円未満)の者	93,060
					第13段階	本人が市町村民税課税(合計所得金額600万円以上700万円未満)の者	98,360
第9段階	本人が市町村民税課税(合計所得金額700万円以上)の者	88,720	90,420	92,160	第14段階	本人が市町村民税課税(合計所得金額700万円以上800万円未満)の者	106,360
					第15段階	本人が市町村民税課税(合計所得金額800万円以上1,000万円未満)の者	111,670
					第16段階	本人が市町村民税課税(合計所得金額1,000万円以上)の者	122,310

※ 所得段階の区分(第3、4、7、8、9段階)を細分化し、16段階とします。

(施行期日等)

平成24年4月1日から施行し、平成24年度以後の年度分の保険料から適用します。

**議案第23号 習志野市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について**

有料公園施設である谷津バラ園の管理運営に指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるため、改正するものです。

(施行期日)

平成25年4月1日までの間において規則で定める日から施行します。

**議案第24号 習志野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について**

危険物の規制に関する政令が改正され、「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物」が危険物に追加されたことに伴い、少量危険物の該当となる施設等に対して経過措置を定めるため、改正するものです。

- 1 配管の基準については一定の条件を満たす場合には、適用しないこととするものです。
- 2 内装容器等の表示については、1年半の間は適用しないとするものです。
- 3 危険物を取り扱う場所に関する基準については、施行の日から1年間は適用しないとするものです。
- 4 新規対象となる届出は、施行の日から半年間猶予するものです。

(施行期日)

平成24年7月1日から施行します。

**議案第25号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて**

本市の教育委員会の委員のうち、澤村 洋子(さわむら ようこ)氏が平成24年3月31日をもって任期満了となることから、次の者を教育委員会の委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

住 所 習志野市袖ヶ浦

氏 名 梓澤 キヨ子(あずさわ きよこ)

生年月日 昭和27年8月27日

任 期 4年

<b>議案第26号 市道の路線認定及び廃止について</b>
-------------------------------

今回、認定する路線は2路線、廃止する路線は1路線です。

## 1 認定 2路線

認定理由	路線名
①既存道路の一部付替え	藤崎1丁目 07-159号線
②開発による道路用地取得	藤崎1丁目 07-160号線

## 2 廃止 1路線

廃止理由	路線名
①既存道路の一部付替え	藤崎1丁目 07-094号線

<b>議案第27号 千葉県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について</b>
---

千葉県市町村総合事務組合の組織団体である銚子市及び松戸市の共同処理事務を追加することに伴い、千葉県市町村総合事務組合理約の一部改正を行うものです。

この規約改正については、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体との協議が必要であり、同法第290条の規定によりこれを市議会に提案するものです。

	新たに追加される共同処理事務
銚子市	公平委員会に関する事務
松戸市	議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償
	非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償

(施行期日)

平成24年4月1日から施行します。